

智頭町議会定例会会議録

令和7年6月12日開議

1. 議 事 日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第54号 専決処分について
- 第 5. 議案第55号 専決処分について
- 第 6. 議案第56号 専決処分について
- 第 7. 議案第57号 専決処分について
- 第 8. 議案第58号 専決処分について
- 第 9. 議案第59号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第1号）
- 第10. 議案第60号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11. 議案第61号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12. 議案第62号 令和7年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第13. 議案第63号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第14. 議案第64号 智頭町まちづくり振興基金条例の一部改正について
- 第15. 議案第65号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第16. 議案第66号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第17. 議案第67号 字の区域の変更について
- 第18. 議案第68号 財産の無償貸付について
- 第19. 報告第 1号 令和6年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第20. 報告第 2号 放棄した債権の報告について
- 第21. 報告第 3号 法人の経営状況について
- 第22. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 54 号 専決処分について
- 第 5. 議案第 55 号 専決処分について
- 第 6. 議案第 56 号 専決処分について
- 第 7. 議案第 57 号 専決処分について
- 第 8. 議案第 58 号 専決処分について
- 第 9. 議案第 59 号 令和 7 年度智頭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 10. 議案第 60 号 令和 7 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 11. 議案第 61 号 令和 7 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 12. 議案第 62 号 令和 7 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 13. 議案第 63 号 令和 7 年度智頭町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 14. 議案第 64 号 智頭町まちづくり振興基金条例の一部改正について
- 第 15. 議案第 65 号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 16. 議案第 66 号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第 17. 議案第 67 号 字の区域の変更について
- 第 18. 議案第 68 号 財産の無償貸付について
- 第 19. 報告第 1 号 令和 6 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 20. 報告第 2 号 放棄した債権の報告について
- 第 21. 報告第 3 号 法人の経営状況について
- 第 22. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12 名）

1 番 北 川 貴 将
 3 番 西 尾 寿 樹
 5 番 宮 本 行 雄
 7 番 谷 口 翔 馬
 9 番 岩 本 富美男
 1 1 番 安 道 泰 治

2 番 仲 井 茎
 4 番 岡 田 光 弘
 6 番 田 中 賢
 8 番 波 多 恵理子
 1 0 番 大河原 昭 洋
 1 2 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者		國 岡 厚 志
総 務 課	長	山 本 洋 敬
企 画 課	長	迎 山 恵 一
税務住民課長兼水道課長		西 川 公一郎
教 育 課 長 補 佐		西 尾 真 一
地 域 整 備 課 長		酒 本 和 昌
山 村 再 生 課 長		北 村 直 也
地 籍 調 査 課 長		川 本 均
福 祉 課 長		前 田 美由紀
会 計 課 長		村 上 り え
総 務 課 参 事		國 岡 まゆみ
病 院 事 務 部 長		福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 福 安 充 子
 書 記 古 田 光 一

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第2回智頭町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、大河原昭洋議員、1番、北川貴将議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項並びに199条第9項の規定に基づき、令和7年3月分から5月分の例月出納検査報告書並びに令和6年度財政支援団体等監査結果報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県町村監査委員協議会定期総会において、監査機能の充実と監査体制の強化に関する決議が採択され、当議会に送付されております。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会が去る５月３０日に開会され、２件の議案が上程され、原案どおり可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、６月５日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４．議案第５４号から日程第１８．議案第６８号まで １５案

日程第１９．報告第１号から日程第２１．報告第３号まで ３報告

一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第４、議案第５４号 専決処分についてから、日程第１８、議案第６８号 財産の無償貸与についてまでの１５議案及び日程第１９、報告第１号 令和６年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第２１、報告第３号 法人の経営状況についてまでの３報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、令和７年第２回定例町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところ出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第５４号から議案第５８号までは、専決処分についてです。

議案第５４号 令和６年度智頭町一般会計補正予算（第１０号）については、決算状況を勘案して、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税及び繰入金などの歳入額を調整するとともに、一般管理費など各事業の歳出額を調整するものです。

議案第５５号 令和６年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）については、決算状況を勘案して、繰入金を調整するものです。

議案第５６号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、令和７年４月から智頭病院に耳鼻咽喉科を開設するため、診療科目に耳鼻咽喉科を追加するものです。

議案第５７号 智頭町税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正により、住民税の所得控除において、１９歳以上２３歳未満の子供の「特定親族特別控除」が創設されたこと及び軽自動車税において、種別割の標準税率区分の見直しが行われたこと、また、たばこ税の加熱式たばこに係る課税標準の特例規定が追加されたことなどに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第５８号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第５９号から議案第６３号までは、補正予算についてです。

議案第５９号 令和７年度智頭町一般会計補正予算（第１号）について、主なものを説明します。

まず、各費目に共通して４月の人事異動等に伴う人件費の調整を行っています。

総務費の一般管理費では、防犯機器導入補助金を、地域活性化推進費の智頭農林高校協働連携事業では、旅費の調整のほか、高校魅力化補助金の補助対象事業追加による補助金の増額を措置しています。

参議院議員選挙費及び智頭町議会議員選挙費では、法改正に伴う投票管理者報酬などの増額を、また、智頭町議会議員選挙費では、立候補予定者数増の見込みに対応するため、ポスター掲示場設置委託料、選挙運動費用公費負担金等の増額を措置しています。

国勢調査費では、経費の組み換えを行っています。

民生費の社会福祉総務費では、人事異動に伴う、防火防災管理者講習及び自衛

消防業務講習に係る経費のほか、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額などを措置しています。

老人福祉費では、介護保険事業特別会計繰出金の増額を、特別医療費では、医療費助成のオンライン資格確認に伴うシステム改修に要する経費を、生活保護総務費では、生活保護システム改修のための委託料の増額のほか、家計負担激変緩和対策としての給付金の増額をそれぞれ措置しています。

衛生費の予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種調査委員会を開催するため、医師等報償費を措置しています。

農林水産業費の農業振興費では、とっとり共生の里事業に係る補助金を、中山間地域等直接支払交付金事業では、認証増に伴う事務費の増額を措置しています。

商工費の観光費では、地域おこし協力隊の活動経費の組み替えのほか、智頭急行恋山形駅に設置されるトイレ建設に係る支援に要する経費を措置しています。

交流事業費では、研修生として来町する韓国楊口郡職員の傷害保険について、補償内容の見直しに伴い、保険料を増額しています。

土木費の道路新設改良費では、道路メンテナンス事業の事業費の組み替えを、都市計画総務費では、立地適正化計画策定に係るアンケート調査に要する経費をそれぞれ措置しています。

消防費の非常備消防費では、旅費の増額を、防災費では、旧あたご保育園解体工事に伴う地盤変動影響事後調査のための委託料を、それぞれ措置しています。

教育費の事務局費では、フリースクールの利用増加に伴い、助成事業補助金を増額しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は200万6,000円の増額であり、補正後の予算総額は68億7,200万6,000円となります。

議案第60号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、共済費を増額しています。

議案第61号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、一般会計繰出金の増額を、また、予備費の調整をそれぞれ措置しています。

議案第62号 令和7年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、後期高齢者医療システム改修に伴う委託料の増額を措置しています。

議案第63号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）では、過年

度補助事業の額の確定に伴う県支出金返還金のほか、新興感染症対応力強化事業を活用して、新たな感染症の発生に備え、入院等の設備を整備するための備品購入費を措置しています。

次に、条例案件についてです。

議案第64号 智頭町まちづくり振興基金条例の一部改正については、企業版ふるさと納税として納付された寄附金を、「まちづくり振興基金」として積み立てることができるよう、充当先となる事業名を追記するものです。

議案第65号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、その他案件についてです。

議案第66号 工事請負契約の締結についての一部変更については、町道坂原錦橋線の橋梁修繕工事（錦橋）の工事請負契約変更について、議会の議決を求めるものです。

議案第67号 字の区域の変更については、大字中原地内の地籍調査事業実施に伴い、大字中原地内の字の区域を一部変更することについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第68号 財産の無償貸付については、空き家を活用した観光事業の展開により、智頭宿を中心とする観光エリアの活性化を図るため、旧平野邸の建物及び土地を無償貸し付けすることについて、本議会の議決を求めるものです。

最後に、報告案件です。

報告第1号 令和6年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書については、行政情報システム推進費他14事業の繰越状況について報告するものです。

報告第2号 放棄した債権の報告については、令和6年度に放棄した債権について報告するものです。

報告第3号の 法人の経営状況については、智頭町土地開発公社の令和6年度の経営状況説明資料を提出するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。

詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審

議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第４、議案第５４号から日程第１８、議案第６８号までの１５議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第５５条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第５６条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第４、議案第５４号 専決処分についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案第５４号専決処分について、説明をさせていただきます。

専決処分書１ページをご覧くださいと思います。

令和７年３月２７日付で専決処分を行っております。令和６年度智頭町一般会計会計補正予算（第１０号）でございます。

歳入歳出の総額を、それぞれ８，４１２万８，０００円減額し、歳入歳出の総額を、それぞれ６９億８，４３２万１，０００円とするものでございます。

９ページをご覧ください。

歳入について、地方交付税を１億１６１万７，０００円増額するとともに、財政調整基金繰入金を２億３７６万９，０００円減額しております。

その他８ページから９ページのとおり、決算状況を勘案し、各歳入費目を調整しております。

次に、１０ページをご覧ください。併せて、別に配付しております令和６年度３月補正予算概要（専決）についてもご覧いただきたいと思います。

歳出について、一般管理費を１，０１８万円減額するとともに、その他１０ページから１８ページのとおり、決算状況を勘案して、各事業の歳出額を調整しております。

説明は以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番、宮本議員。

○5 番（宮本行雄） 予算概要 1 ページ、事業番号 1 0 0 7 番、財産管理費の中の工事請負費の減とありますが、その総額が 2 8 2 万円となっておりますが、そのうち工事請負費の占める割合と、どこの工事費の分であったのかを教えてください。

○議長（谷口雅人） 山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 歳出の 1 0 ページをご覧いただきたいと思います。

4 の財産管理費で工事請負費は 1 0 0 万円の減額というふうにしております。内容につきましては、町の財産管理費ですので、緊急の修繕に対応するために工事請負費を取っていたところ、必要がなかったために減額とさせていただいております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 5、議案第 5 5 号 専決処分についての補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 議案第 5 5 号 専決処分について、説明させていただきます。

専決処分書 1 ページをご覧ください。

令和 7 年 3 月 2 7 日付で専決処分をしておりますので、報告いたします。

令和 6 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算補正（第 6 号）です。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 7 億 5, 7 1 4 万 1, 0 0 0 円とするものです。

専決処分書 6 ページをご覧ください。

歳入につきまして、決算状況を勘案し、一般会計繰入金と財政調整基金繰入金を調整しております。

説明は以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 6、議案第 56 号 専決処分についての補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 56 号 専決処分について、これは、智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、令和 7 年 3 月 28 日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により承認を求めるものであります。

令和 7 年 4 月から耳鼻咽喉科の診療を開始するため、診療科目に耳鼻咽喉科を追加するものです。なお、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 7、議案第 57 号 専決処分についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案の 4 ページからご覧ください。

議案説明資料につきましては、概要は 1 ページからでございます。

議案第 57 号 専決処分について。

これは、智頭町税条例の一部を改正することについて、令和 7 年 3 月 31 日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により承認を求めるものであります。

なお、これは地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

まず、公示送達につきまして、第 18 条でインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正を行うものであります。

次に、住民税につきまして、第 34 条の 2 で所得控除について、19 歳以上 23 歳未満の特定親族特別控除を創設し、第 36 条の 2 から第 36 条の 3 の 2 で申告書の記載事項について、特定親族を追加する規定を整備するものでございます。

また、軽自動車税につきまして、第 82 条で、種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正を定めております。

第90条では、身体障がい者等に対する減免に際し、道路交通法の改正に伴うマイナ保険証の運用開始により、減免申請時の運転免許証の掲示義務に係る規定等の整備を行っております。

附則第16条の2の2で、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を追加する改正を行っております。

そのほか、地方税法の改正に伴いまして、所要の規定の整備を行うものであり、附則の改正を含め、1条から6条で改正を行っております。

施行期日につきましては、令和7年4月1日並びに附則で定めております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第58号 専決処分についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案の17ページからご覧ください。

議案説明資料の概要は2ページでございます。

議案第58号 専決処分について。

これは、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、令和7年3月31日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により承認を求めるものであります。

令和7年度につきまして、国民健康保険法施行令の改正により、国民健康保険の基礎課税額に係る課税限度額を66万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円に引き上げるものでございます。

また、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を30万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を56万円に引き上げるものであります。

なお、施行期日は、令和7年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 9、議案第 59 号 令和 7 年度智頭町一般会計補正予算（第 1 号）の補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 補正予算書 1 ページをご覧くださいと思います。

議案第 59 号 令和 7 年度智頭町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出の総額を、それぞれ 200 万 6,000 円を増額し、歳入歳出の総額を、それぞれ 68 億 7,200 万 6,000 円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和 7 年度 6 月補正予算概要と補正予算書により説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がございますが、ご了承くださいと思います。

概要 1 ページ、補正予算書では 11 ページの議会費では、4 月の人事異動に伴う人件費の調整を行っています。

11 ページから 12 ページにかけての総務費の一般管理費では、4 月の人事異動などに伴う人件費の調整及び防犯機器導入補助金の新設による補助金の増額を措置しています。

12 ページの財産管理費では、人件費の調整を行っています。

12 ページから 13 ページにかけてのまちづくり推進費では、人件費の調整を、13 ページの地域活性化推進費の智頭農林高校協働連携事業では旅費の調整のほか、高校魅力化補助金の補助対象事業追加による補助金の増額をそれぞれ措置しています。

同じく 13 ページの交通政策費、13 ページから 14 ページにかけての税務総務費、14 ページの戸籍住民基本台帳費では、人件費の調整をそれぞれ行っています。

15 ページの参議院議員選挙費及び智頭町議会議員選挙費では、法改正に伴う

投票管理者報酬などの増額を、また、智頭町議会議員選挙費では、立候補予定者数増の見込みに対応するため、ポスター掲示場設置委託料、選挙運動費用公費負担金等の増額を措置しています。

16ページの統計調査総務費では、人件費の調整を、同じく16ページの国勢調査費では、国勢調査に係る経費の組み換えを、同じく16ページの監査委員費では、旅費の調整をそれぞれ措置しています。

17ページの民生費の社会福祉総務費では、人件費の調整のほか、防火防災管理者講習及び自衛消防業務講習に係る経費並びに国民健康保険事業特別会計繰出金の増額をそれぞれ措置しています。

同じく17ページの、また、概要書では2ページとなる国民年金費では、人件費の調整を行っております。

18ページの老人福祉費では、人件費の調整及び人件費の調整に伴う介護保険事業特別会計繰出金の増額を、同じく18ページの特別医療費では、医療費助成のオンライン資格確認に伴うシステム改修に要する経費を、同じく18ページのと和対策費、18ページから19ページにかけての社会福祉施設費では、人件費の調整をそれぞれ措置しております。

19ページの子育て支援推進費、20ページの児童館費では、人件費の調整をそれぞれ措置しています。

20ページから21ページにかけての生活保護総務費では、人件費の調整及び生活保護システム改修のための委託料の増額のほか、家計負担激変緩和対策としての給付金の増額をそれぞれ措置しています。

21ページから22ページにかけての衛生費の保健衛生総務費では、人件費の調整を行っております。

22ページの予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種調査委員会を開催するための医師等報償費を措置しています。

同じく22ページの、また、概要書では3ページとなる健康増進事業費、22ページから23ページにかけての保健師設置費では、人件費の調整を行っております。

23ページの農林水産業費の農業委員会費、農業総務費では、人件費の調整を行っております。

同じく23ページの農業振興費では、とっとり共生の里事業に係る補助金の増

額を、中山間地域等直接支払交付金事業では、認証増に伴う事務費の増額をそれぞれ措置しています。

24ページの地籍調査費、同じく24ページの林業総務費、25ページの造林事業費では、人件費の調整を行っております。

25ページから26ページにかけての商工費の観光費では、人件費の調整、地域おこし協力隊の活動経費についての組み替えのほか、智頭急行恋山形駅に設置されるトイレ建設に係る支援に要する経費を措置しています。

26ページの交流事業費では、研修生として来町する韓国楊口郡職員の傷害保険について、補償内容の見直しに伴い、保険料を増額しています。

同じく26ページの土木費の土木総務費では、人件費の調整を、27ページの道路新設改良費では、道路メンテナンス事業の事業費の組み替えを、同じく27ページの、また、概要書では4ページとなる都市計画総務費では、立地適正化計画策定に係るアンケート調査に要する経費をそれぞれ措置しています。

同じく27ページの住宅管理費では、人件費の調整を、同じく27ページの消防費の非常備消防費では、旅費の増額を、同じく27ページの防災費では、旧あたご保育園解体工事に伴う地盤変動影響事後調査のための委託料をそれぞれ措置しています。

28ページの教育費の事務局費では、人件費の調整及びフリースクールの利用増加に伴い、補助金の増額をそれぞれ措置しています。

29ページの小中学校運営費、29ページから30ページにかけての社会教育総務費、30ページの中央公民館費、地区公民館費、30ページから31ページにかけての社会教育施設費、31ページの文化財整備活用費、図書館費、32ページの社会同和教育費、32ページから33ページにかけての、また、概要書では5ページとなる学校給食費では、それぞれ人件費の調整を行っております。

以上、今回の一般会計補正予算額は200万6,000円の増額補正となっております。

次に、歳入についてでございますが、補正予算書8ページから10ページのとおり、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び町債をもって措置しております。

説明は以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑については、歳入、歳出、地方債補正の3区分に分けて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、岡田議員。

○4番（岡田光弘） 26ページの観光施設等の設置支援事業補助金です。これは説明いただきましたように、長年懸案となっておりました恋山形駅のトイレの設置に関わるものというふうに認識しております。今回、こちらの予算費目上では補助金という形になっておりますので、地元の実施主体に対する事業実施の補助金ということになろうかと思いますが、そこで、この補助金という形で実際これが設置された後の管理につきましても、既に調整いただいていると思うんですけども、こちらは地元のほうで設置後の管理をされるということによろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） 観光客向けのトイレの整備なんですけども、これについては地元が設置というわけではなくて、智頭急行の設置になります。

設置後の管理ですけども、まだ覚書等は交わしておりませんが、まちのほうで維持管理をしていく形になろうかと思います。

○議長（谷口雅人） 4番、岡田議員。

○4番（岡田光弘） お答えでは、智頭急行のほうの設置ということですので、そうすると、土地の占用につきましても、上下土地の所有者と設置者は同一ということで、そこに占用関係の契約が発生するとか、そういうことはないというこ

との認識でよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） 建物そのものにつきましては、智頭急行は所有する土地の中に建てますので、そういった手続等は不要という認識でございます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

4 番、岡田議員。

○4 番（岡田光弘） 同じく 27 ページの防災費ですけれども、こちらのほうに旧あたご保育園の解体に伴う工事に伴う地盤変動影響調査業務委託料ということで、1,906 万 6,000 円措置をしてありますけれども、一般に建物の解体工事というものは、起債には適さないというような判断をされることが多いんですけども、その中で、解体後に新たに整備をされるということで、こちらのほうを財源としても地方債の対象になっているということでございますが、こちらのほうの財源的に、この工事に対する財源としての起債ということで、起債を起こすために適債性の判断といいますか、その辺の調整というのは、この起債に適しているということでの協議が調っているというような判断でよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） この解体工事の事後調査につきましては、昨年行いました解体工事と一体となる調査ということで、起債に当たるということで判断しております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10 番、大河原議員。

○10 番（大河原昭洋） 本冊の 21 ページの生活保護総務費の扶助費です。家計負担激減緩和対策給付金というので 64 万円計上されておりますので、これは増額ということのようなんですけれども、これ当初のやっぱり見込みとちょっと違っていたというふうな判断でよろしいんですか。

○議長（谷口雅人） 前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） すみません。当初の予算では 7,000 円の 80 世帯ということで予算のほうを組ませていただいておりますが、今回、追加で 8,000 円の 80 世帯ということで、64 万円を挙げさせていただき、1 世帯に 1 万 5,000 円の給付をするというふうにしておるものであります。

県のほうが新しく増額ということで補助がありますので、そちらのほうを利用

しまして、こちらのほうを増額というふうにしております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） これは22ページの予防費です。報償費で医師等報償費ということで9万円計上をなされております。説明ではコロナワクチン接種に関しての予防接種調査委員会、医師への報償費というようなことなんですけど、このタイミングでこういう調査委員会が行われるという、その内容について、もう少しお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 今年度に入りまして、町民の方から、予防接種後の健康被害救済制度についての問合せがありました。それに伴いまして、申請はこれからになりますが、現在必要な書類をそろえておられるところですので、申請の受付の窓口のほうがり町村になりますので、そういったものに対応するための増額でございます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 27ページの土木費の都市計画総務費で通信運搬費ということで、24万6,000円ということなんですけども、立地適正化計画策定に係るアンケート調査ということでございまして、そのアンケート調査という内容を少し説明をお願いしますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） まちづくり全般ということになりますけども、その中には、例えば満足度といったような項目もございます。本調査の実施に当たりましては、第8次総の参考にもするということで、関係課との連携を図りながら実施することといたしております。

アンケートの内容につきましては、民生常任委員会の際に皆様にお知らせしようかということで、今準備しております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、地方債補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたって質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第60号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長(前田美由紀) 議案第60号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算補正(第1号)です。

補正予算書39ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億2,806万円とするものです。

歳出につきましては、45ページをご覧ください。

共済負担金率の変更に伴い、共済費を増額措置しております。

歳入につきましては、44ページをご覧ください。

一般会計繰入金で調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第61号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長(前田美由紀) 議案第61号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算補正(第1号)です。

補正予算書49ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ505万3,000円を増額し、歳

入歳出予算の総額を、それぞれ１０億６，３３９万４，０００円とするものです。

歳出につきましては、５６ページから５７ページをご覧ください。

一般管理費及び介護予防ケアマネジメント事業、認知症総合支援事業では、人件費の調整を行っております。また、一般会計繰出金では、一般会計の重層的支援体制整備事業に係る人件費の調整に伴い、繰出金では減額措置を、予備費では調整を行っております。

歳入につきましては、５４ページから５５ページをご覧ください。

国庫支出金及び支払基金交付金、県支出金、繰入金で調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第１２、議案第６２号 令和７年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 議案第６２号 令和７年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算補正（第１号）です。

補正予算書６１ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２４２万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ１億２，５０７万６，０００円とするものです。

歳出につきましては、６７ページをご覧ください。

後期高齢者医療システムの改修のための委託料を増額措置しております。

歳入につきましては、６６ページをご覧ください。

国庫補助金で増額措置しています。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第１３、議案第６３号 令和７年度智頭町病院事業会計補正予算（第１号）

についての補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 予算書1ページをご覧ください。

議案第63号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

第2条、収益的収入及び支出につきまして、収益的支出の病院事業費用に14万3,000円を追加し、総額21億4,390万1,000円としますとともに、第3条、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入に1,678万6,000円を追加して、総額を5億4,703万7,000円、資本的支出に1,678万6,000円を追加して、総額6億3,532万8,000円とするものでございます。

予算書12ページをご覧ください。

特別損失14万3,000円を計上しております。これは、令和5年度医師少数区域における勤務の推進事業補助金の額の確定による返還金を措置しております。

予算書14ページをご覧ください。

県と医療措置協定を締結していることに伴う新興感染症対応力強化事業として、機器整備をするために、資本的支出の建設改良費として、備品購入費を措置しております。その財源として、他会計補助金に新興感染症対応力強化事業補助金を充てております。

説明は以上となります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 14ページの支出、資本的収入及び支出の支出の部分なんですけど、機器の備品購入費ということで、1,678万6,000円計上されておまして、説明では、新感染症の発生に備えるための設備整備ということであったと思いますけども、これどのようなものの整備になるのかという、その辺りを少し詳しく説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 新興感染症に備えるためとしまして、入院対応のために、陰圧仕様の空気清浄機２台、あと検査をするための全自動多項目検査装置を１台、それと空気清浄除菌脱臭装置を１台ということで、機器の整備を行うものとなっております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第１４、議案第６４号 智頭町まちづくり振興基金条例の一部改正についての補足説明を求めます。

迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） それでは、議案２１ページ及び２２ページをお願いします。説明資料は２ページ下段になります。

議案第６４号 智頭町まちづくり振興基金条例の一部改正についてでございます。

これは、企業版ふるさと納税として納付された寄附金をまちづくり振興基金として積み立てることができるよう、所要の改正を行うことについて、地方自治法第９６号第１項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要ですが、寄附金充当先の事業名であるまち・ひと・しごと創生の寄附活用に資する事業を追記するもので、施行期日は公布の日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第１５、議案第６５号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書２３ページから３０ページ、議案説明資料３ページをご覧ください。

議案第 6 5 号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化に伴い、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する住登外者宛名番号を付番・管理をする事務として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、現行条例の一部を改正するものです。

なお、施行期日は公布の日とします。

説明は以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 1 6、議案第 6 6 号 工事請負契約の締結についての一部変更についての補足説明を求めます。

酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） それでは、議案書 3 1 ページをご覧ください。

議案第 6 6 号 工事請負契約の締結についての一部変更についてでございます。

これは、町道坂原錦橋線の橋梁修繕工事（錦橋）の工事請負契約の締結についての議決の一部を変更することについて、地方自治法の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、請負金額 5, 2 4 7 万円を 5, 2 5 0 万 8 0 0 円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 0 番、大河原議員。

○1 0 番（大河原昭洋） 錦橋の橋梁修繕工事の増額ということであります。金額的には、これ引き算すると 3 万 8 0 0 円という少額の増額ではありますが、

その理由を少し聞かせてください。

○議長（谷口雅人） 酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） 当初、錦橋全体、欄干を含めたところを修繕工事するという計画でありましたが、その橋の下部ですね。下のほうの桁のほうが被膜材というものが塗布してありまして、それを剥がしたところに想定以上の損傷があったということが判明しました。そこにかかなりの修繕費がかかったものですから、それらを加味して再積算した結果が、この変更契約となります。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第１７、議案第６７号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

川本地籍調査課長。

○地籍調査課長（川本 均） それでは、議案書３２ページ、説明資料の３ページの下段をご覧ください。

議案第６７号 字の区域の変更についてでございます。

これは、地方自治法第２６０条第１項の規定により、地籍調査事業の大字中原地区の一部計画面積８．３７平方キロメートルの一筆地調査を実施した成果により、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。

なお、字の区域の変更の詳細につきましては、議案書３３ページから３４ページに記載してございます。

変更の日は、国土調査法の規定による認証の日でございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第１８、議案第６８号 財産の無償対応についての補足説明を求めます。

迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） それでは、議案３５ページ及び３６ページをご覧ください。

議案第 68 号 財産の無償貸付についてでございます。

これは、財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

無償で貸し付ける財産は、旧平野邸活用に係る土地・建物でございます。

まず建物ですが、所在は智頭町大字智頭 495 番地、居宅、木造瓦ぶき 2 階建て、1 階 59.50 平方メートル、2 階 52.89 平方メートル、倉庫、木造瓦ぶき 2 階建て、1 階 23.15 平方メートル、2 階 23.15 平方メートル並びに物置、木造瓦ぶき 2 階建て、1 階 19.83 平方メートル、2 階 19.83 平方メートルです。

次に、土地ですが、所在は智頭町大字智頭 495 番地、宅地 135.53 平方メートル、智頭町大字智頭 497 番地、宅地 115.70 平方メートル、智頭町大字智頭 497 番地 1、宅地 125.61 平方メートル、並びに智頭町大字智頭 498 番地、宅地 79.33 平方メートルです。

貸付の相手方は、東京都渋谷区神宮前 6-35-3 コープオリンピア 735、VOID 株式会社、代表取締役井上雅之。貸付の期間は、令和 7 年 8 月 1 日から 10 年間。貸付の目的ですが、空き家を活用した観光事業の展開により、智頭宿を中心とする観光エリアの活性化を図るためでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番、大河原議員。

○10 番（大河原昭洋） 私も所管の委員会でありますけども、この無償貸与というふうに至った経緯、その辺りについて、少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） 平野邸の活用につきましては、その経緯であり、これまでの流れについては重々説明をさせていただいてきておるところですけども、石谷家をはじめとする智頭宿の活性化については、大きな課題がたくさんございます。その中で、これまでも、例えば近隣にも新たに宿泊施設を整備されてきたところでありまして、この株式会社 VOID が展開される平野邸を活用した事業、ここに対するまちとしての期待も込めてというところもございまして、こ

ういった形での貸付ということにさせていただいております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、報告第1号から日程第21、報告第3号については、質疑の終了をもって、報告は終了となりますので、ご理解ください。

日程第19、報告第1号 令和6度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 報告第1号 令和6年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、3月の定例会において、それぞれの繰越事業における限度額を議決いただきましたが、総務管理費ほか14事業につきまして、繰越額及び財源内訳が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、報告するものです。

説明は以上でございます

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第20、報告第2号 放棄した債権の報告についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案37ページをご覧ください。

報告第2号 放棄した債権の報告についてでございます。

これは、智頭町債権管理条例第14条の規定により、放棄した私債権について、第15条の規定により報告するものです。

1ページめくっていただきまして、内容につきましては、38ページの調書に記載していますとおり、まず、一般会計住宅使用料1件、57万8,710円、事由といたしましては、債権管理条例第14条1項1号破産でございます。

続きまして、生活保護費返還金1件、9万1,881円、事由といたしましては、債権管理条例第14条1項9号の死亡でございます。

次に、水道事業会計水道使用料 8 件、1 6 万 8, 9 6 0 円、事由といたしましては、債権管理条例第 1 4 条 1 項 7 号時効の援用、同 9 条、死亡でございます。

続きまして、病院事業会計医療費 3 件、1 1 5 万 7, 1 7 0 円、事由といたしましては、債権管理条例第 1 4 条 1 項 7 号時効の援用、同 9 条、死亡でございます。

以上の合計で、1 3 件、1 9 9 万 6, 7 2 1 円となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 0 番、大河原議員。

○1 0 番（大河原昭洋） 条例に基づきということで、これはよく理解しているんですけども、住宅使用料にしても、1 件で 5 7 万 8, 7 1 0 円ということで、これは割と高額だなというふうに思うんですけど、これやっぱ何年間かにわたってということになるんでしょうか。これは町営住宅も何か所かはあると思うんですけど、その場所もちょうと説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 矢部副町長。

○副町長（矢部 整） 個人が特定されるおそれがあるので、場所については回答を控えさせていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 場所は町営住宅でございますけれども、年度につきましては、平成 2 8 年から令和 2 年度までの金額になっております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 2 1、報告第 3 号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） 議案書 3 9 ページになります。

報告第 3 号 法人の経営状況について、報告させていただきます。

これは、令和 7 年 5 月 1 日に監査を受け、5 月 1 2 日に開催した理事会での承

認を得ました智頭町土地開発公社の決算について、地方自治法の規定により、報告するものであります。

別に配付しております令和6年度財務諸表をご覧ください。

1 ページ、決算報告書について説明いたします。

決算額を中ほどの列に記載しております。まずは、収益的収支の収入決算額ですが、1,901円、これは預金利息になります。

次に、支出決算額ですが、2万7,000円、内訳は、法人税2万1,000円と理事報酬6,000円になります。

続いて、資本的収支の収入決算額ですが、2,000万円、これは借入金になります。

次に、支出決算額ですが、2,007万8,232円、これは償還金元金2,000万円と借入利息7万8,232円になります。

借入状況につきましては、7ページに示しております。

ここで、JA鳥取いなばからの借入れを実施しておりますが、これは資金が不足する短期間をつなぐためのものであり、突発的な支払いが発生した際に必要であるため措置しているところでございます。

次に、5ページの財産目録をご覧ください。

資産総額は、2,992万5,155円、負債総額は2,000万890円、差引正味財産が992万4,265円で、現金預金明細を6ページに示しております。

なお、3ページに貸借対照表、4ページにキャッシュフロー計算書等の関連資料も添付しております。

決算報告は以上となります。

最後に、5ページに示す用地についてですが、既にご報告している鳥取県が発注者となる砂防工事についてです。現在、当該用地は、工事関係車両進入路、資材置場等として活用されており、工事開始からの工事進捗は、おおむね予定どおりであります。完成時期については、まだ流動的であると聞いております。予定としては、令和10年度までになっていることを確認しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第２２．陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第２２、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。
お諮りします。

各委員会審査等のため、６月１４日から６月１８日までの５日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、６月１４日から６月１８日までの５日間を休会することに決定しました。

６月１３日には午前９時から本会議を開き、一般質問を行います。また、休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いします。

来る６月１９日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 午前１１時４６分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により次に署名する。

令和 7 年 6 月 1 2 日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋

智頭町議会議員 北 川 貴 将